年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1	今回の	あっ	ナム	秶	の概	要
----------------	---	-----	----	----	---	----	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月

② 昭和58年2月から平成11年3月まで

申立期間①及び②について、当時は母に国民年金の加入手続及び保険料納付を任せており、母が保険料を納付しているはずであるので、申立期間については保険料の納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市町村の保管する国民年金被保険者名簿によると、 同期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和58年2月20日に会社を退職した後、申立人の母親が国民年金の加入手続と保険料納付を行ってくれたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者台帳記号番号であり、平成11年6月の付番時において、58年2月20日にさかのぼって国民年金に加入したもので、申立人は当時国民年金未加入者であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料納付に 関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張して いる申立人の母親も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及 び保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、一緒に保険料を納付していたとする妻も、申立期間は、未加入、未納又は申請免除の記録となっており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 52年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

年金の納付記録を確認したところ、申立期間の3か月だけ未納となっており、記録が間違っていると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年2月に夫婦そろって国民年金の被保険者資格を取得後、申立期間を除いて、平成19年8月まで未納期間は無く、近年の未納期間についても過年度納付により順次国民年金保険料を納付しており、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間のみ国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける確定申告書(写し)があり、その金額に間違いはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

年金の納付記録を確認したところ、申立期間の3か月だけ未納となっており、記録が間違っていると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和52年2月に夫婦そろって国民年金の被保険者資格を取得後、申立期間を除いて、平成19年8月まで未納期間は無く、近年の未納期間についても過年度納付により順次国民年金保険料を納付しており、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間のみ国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける確定申告書(写し)があり、その金額に間違いはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年12月21日に訂正し、同年12月から41年9月までの標準報酬月額を3万6,000円、同年10月から42年12月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月21日から43年1月21日まで 昭和40年7月か8月にA事業所に入社したが、離職票では同年12月21日になっていた。その頃会社でもめ事があり、一時、自宅待機していたが、 社長夫婦から復帰するように言われて43年2月20日まで勤務していたが、 社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該事業所に ついては、最後の1か月しか記録が無いとのことだったので記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた当該事業所における退職証明書、失業保険被保険者離職票及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和40年12月21日から43年1月20日までの間についても、当該事業所において勤務していたことが確認できる。

また、当時の複数の同僚の供述から、申立人については正社員としての勤務実態が確認でき、これら同僚の記録は勤務期間がすべて厚生年金保険に加入となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和40年12月から41年9月までの標準報酬月額は3万6,000円、同年10月から42年12月までの標準報酬月額は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和58年11月に事業所は全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B工場における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和21年7月12日に、資格喪失日に係る記録を24年2月18日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を同年7月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を21年7月から22年5月までの期間を300円に、同年6月から23年7月までの期間を600円に、同年8月から24年1月までの期間を8,100円に、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月12日から24年2月18日まで

② 昭和24年7月20日から同年8月10日まで

昭和12年4月にA事業所に入社して以来、二度の戦争による召集時を除き48年12月の55歳の定年退職まで一度も途中退社したことは無く、厚生年金保険被保険者記録が抜けているのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA事業所に昭和12年に入社した社員の勤続25年に関する社内報、勤続35年の表彰状及び当該事業所から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間①及び②について正社員として継続勤務していたことが確認できる。

また、昭和12年に入社した社員の勤続25年に関する社内報の申立人に関する記事では、A事業所B工場からC工場を経て再びB工場へ勤務したと記載されていることから、申立人が申立期間①及び②において申立ての事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A事業所は、正社員であれば入社当初から退社まで社会保険に加入しているはずであると供述しており、申立人の同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当該同僚と同様に正社員として勤務していた申立人についても、申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間①の標準報酬月額については申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録及びB工場で勤務していた同僚の記録から昭和21年7月から22年5月までの期間を300円に、同年6月から23年7月までの期間を600円に、同年8月から24年1月までの期間を8,100円に、申立期間②については、24年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所で資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年7月から24年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和34年9月1日から35年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日の記録を昭和34年9月1日、資格喪失日の記録を35年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年9月1日まで

昭和34年に中学を卒業してから和裁を習っていたが、A事業所の奥さんの実家が私の家の近所ということから、仕事に来ないかと誘われて、住み込みで1年ぐらいA事業所で働いた。当時、住み込みで同じ仕事をしていた同僚は、全員、厚生年金保険に加入しているのに、私だけ厚生年金保険に加入していないのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶していた同僚6人すべてに厚生年金保険の加入記録があり、当該同僚の全員が申立人と一緒に勤務していたことを記憶していると供述していることから、申立人はA事業所に勤務していたことがうかがえる。

また、昭和34年9月1日まで厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会したところ、申立人とは一緒に仕事をしていないと回答しているが、申立人は、当時の事業主の妻から、この従業員とは入れ違いだったと聞かされていたと供述していることから、申立人はこの従業員の後任としてA事業所に入社したものと推認できる。

さらに、申立人の退職日について、昭和35年7月1日から厚生年金保険の加入記録がある従業員2人のうち1人は、申立人と同じ仕事をしていたことを

記憶しているとともに、申立人が退職した後に入れ違いでA事業所に入社したがすぐに退職した従業員(厚生年金保険の加入記録無し。)が存在し、その後すぐに別の従業員(昭和35年10月1日付けで資格取得。)が入社したことも記憶していると供述しており、これらの事実経過及び具体的な証言は信びょう性が認められる上、昭和35年7月1日から厚生年金保険の加入記録があるもう1人の従業員は、申立人を記憶していないと供述していることを踏まえると、申立人は34年9月にA事業所に入社し、少なくとも35年7月1日までは勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人が記憶していた当時の従業員数が、厚生年金保険被保険者数とほぼ一致している上、当時、従業員が全員住み込みであったとする勤務形態からみて、申立人だけが厚生年金保険に加入していないのは不自然であり、現在の事業主の供述からも、申立期間当時、当該事業所の従業員全員が正社員として厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人は、申立期間のうち、昭和34年9月から35年6月までの期間において、厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と勤務時期及び年齢が近く、かつ、同様の業務を行っていた同僚の記録から 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると考えられるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年9月から35年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

国民年金は、亡くなった両親が加入し保険料を納付してくれていた。

当時一緒に納付していた兄には未納期間が無く「地区の人が家族全員分を集金に来ていたので一人分だけ抜けるはずがない」と兄が言っている。

私だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の加入手続及び保 険料の納付に関与しておらず、両親は既に亡くなっているため、申立人の国 民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の兄は、自治会の青年団が国民年金保険料の集金を行っていたので国民年金に加入し保険料を納付していたが、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付には全く関与していないのでわからないと供述している。

さらに、一緒に納付をしていたとする母及び兄の昭和39年度から45年度までの国民年金保険料は各年度とも前納されており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日(昭和39年10月26日)からすると、三人一緒に納付できなかったものと考えられる上、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を過年度納付した事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

夫が会社を辞めた後、公報で国民年金に加入しなければならないことを知り、当時市町村役場に勤めていた義父に夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてもらった。最初の保険料については、義父に預けたと思うが、その後の保険料については、3か月毎に地区自治会の民生委員に集金してもらっていた。これまで夫の保険料と一緒に集金してもらい欠かさず納めてきたはずである私の年金記録を確認したところ、当該期間が未納となっており納得できず記録の訂正を申立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺 事情も見当たらない。

また、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月17日に連番で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人及び申立人の夫は国民年金に未加入であり申立人宅に集金人が保険料を集金に来ることはなかったと推認される上、申立人が集金人に保険料を一緒に納付していたと主張する申立人の夫の納付記録も、当該期間は申立人と同様に未納となっており、過去に納付済みであった形跡もうかがえない。

さらに、申立人が、申立人及び申立人の夫の国民年金加入手続を依頼したと主張する義父は既に亡くなっており、国民年金への加入手続した時期や加入時における保険料の納付状況については不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

昭和 35 年 10 月ごろ、父親にA市町村役場で国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金保険料は婦人会の人が集金に来て納めていた。38 年 5 月に結婚し、B市町村に移り住んでからも、年配の女性が毎月集金に来てくれて、ずっと納付していたのに、申立期間が未加入と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年5月に結婚し、B市町村に移り住んで間もなく集金人が来るようになり、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B市町村保管の国民年金被保険者名簿備考欄には「42年9月20日A市町村C地区転入」と記載されており、申立人にはA市町村からB市町村への住所変更手続を行ったという記憶がない上、国民年金保険料の納付についても、最初に記録されているのが43年5月29日であることから、申立期間にB市町村の集金人が、国民年金保険料の徴収に訪れていたとは考え難い。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿には、昭和 36 年度から 40 年度までの国民年金保険料の納付が記録されており、B市町村保管の国民年金被保険者名簿においても、同期間は「旧住所納付」と記録され、双方の記録が一致している上、どちらの被保険者名簿でも申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から平成 11 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から平成11年3月まで

申立期間について、当時は義母に国民年金の加入手続及び保険料納付を 任せていたので、義母が保険料を納付しているはずであり、私が自分で国 民年金の任意加入の脱退手続や免除の手続もした記憶も無いので、申立期 間については保険料の納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の義母も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

また、一緒に保険料を納付していたとする夫も、申立期間は、未納又は厚生年金保険の被保険者期間の記録となっており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月15日から38年11月1日まで 厚生年金保険記録について確認したところ、A事業所の記録が脱退手当金

支給済みとなっていることを知った。

昭和38年11月23日にB市町村の主人の実家で結婚式を済ませ、翌日の11月24日にC市町村を旅行し、C市町村で1泊した後にどこにも立ち寄らずに新居であるD市町村のアパートへ向かい結婚生活を始めた。

当時は二人共若かったので失業保険の手続もせず、まして厚生年金保険脱退手当金の受給のことなど考えたこともないので、私は脱退手当金を受給していない。

以上のことから、脱退手当金支給済記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金支給決定日においてD市町村に居住していたため脱退 手当金を受給できなかったと主張しているが、申立人が申立事業所在職時から 結婚後にD市町村へ転居するまで居住していた住所地には、脱退手当金支給決 定日においても申立人の両親が居住しており、脱退手当金の受給が不可能であ ったとは言い難い。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から50年6月30日まで

申立期間に勤務したA事業所での厚生年金保険の加入期間について社会 保険事務所に照会したところ、加入記録が確認できなかった。

昭和49年4月に入社してすぐに腹痛になり入院し、その時に工場長に頼んで健康保険に加入してもらった。同僚とはTシャツを縫う仕事で業務内容が違うことは無かった。その同僚は厚生年金保険に加入しているのに私の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、申立期間当時の工場の責任者は、申立人の出勤状況から、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月21日から53年2月26日まで

② 昭和53年10月1日から54年3月20日まで

申立期間①については、昭和52年8月21日から53年2月26日までA事業所に勤務していました。事業主の奥さんに、「厚生年金保険料を掛けて下さっていますか」と尋ねましたら、「お掛けしています」とのことでした。しかし、社会保険事務所によると当該事業所は、51年1月1日で厚生年金保険の適用事業所では無くなっているとのことでしたので、適正な調査をお願いします。

申立期間②については、昭和53年10月1日からB事業所に正社員として 勤務していました。しかし、社会保険事務所によると53年10月1日から 54年3月20日までの厚生年金保険被保険者記録が無いとのことでした。給 与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかよく覚えていませんが、適 正な調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立事業所において申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認されるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和51年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

また、申立事業所は倒産し、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる関連資料は無く、さらに、元事業主は既に死亡しており、同人の配偶者及び申立人が記憶している同僚も連絡先不明であるため、供述は得られない。

申立期間②について、申立事業所に文書照会した結果、当該事業所は、「会社の常識的事務手続として、雇用保険と厚生年金保険の加入手続は、同時に行うのが慣例となっている」と供述しており、同供述内容は、当該事業所保存の失業保険被保険者台帳の記録及び公共職業安定所の記録並びに社会保険庁の

オンライン記録とも一致する。

また、社会保険事務所が保存している当該事業所の被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、昭和53年8月に国民年金に加入し、54年3月まで国民 年金保険料を納付している。

加えて、申立人が記憶している同僚からも、申立人の申立期間に係る保険料控除について有力な供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月26日から30年10月1日まで

ねんきん特別便が送付されたため、被保険者期間の記録を確認した時にA事業所で勤務していたことが判明したが、脱退手当金が支給されている旨の説明を受けた。当時、父親から「一時金などもらうな。厚生年金保険は置いておけ。」と叱られた記憶が有り、脱退手当金を請求した覚えも受給した覚えも全く無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は、社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、社会保険庁のオンライン記録の職歴審査照会回答票によると、A事業所において、昭和26年から35年までに資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格が有る13人中7人に脱退手当金の支給記録が有り、このうち5人については厚生年金保険資格喪失日の約3か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間 に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一 連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。